

論文の内容の要旨

論文題目 「オスマン帝国近代のイスラーム法官
—任命制度・教育・出自の変容」

氏名 秋葉 淳

オスマン帝国史研究においては、過去20年以上の間、シャリーア法廷（イスラーム法廷）に対して高い関心が寄せられている。それは何よりも、社会、経済、文化に関するきわめて豊かな情報を含むシャリーア法廷台帳に高い史料的価値が認められているからにほかならない。法廷台帳を用いることによってオスマン帝国史研究は飛躍的な発展を遂げた。しかし、シャリーア法廷に対する強い関心にもかかわらず、その法廷を主宰する裁判官、つまりイスラーム法官についてはあまり多くのことが知られていない。イスラーム法官はどのように任命されるのか、どこから來るのか、どのような教育を受けていたのか。このような問題は、シャリーア法廷の機能を理解するうえできわめて重要な問題である。本論文はまずこのような問題意識から、オスマン帝国のイスラーム法官の任命制度、教育、出自という三つの課題に取り組む。

本稿では、19世紀から20世紀初頭に至る、オスマン帝国末期におけるイスラーム法官を対象とする。この時代にイスラーム法官組織に生じた変容に関して、オスマン帝国の国家機構の再編と社会の変容という脈絡の中に位置づけつつ、任命制度、教育、出自の面から解明を図ることが、本稿の目的である。

18世紀末から19世紀初めにかけて、本来のイスラーム法官であるカーディーが任務

を行なわず、ナーラブという代理に委任するという慣行がオスマン帝国各地に広まっていた。法官職を委任されたナーラブは、その見返りに職務を通じて徴収した手数料をカーディーの官職保持者に上納していた。イスラーム法官制度は、徴税請負制度とよく似た構造をもっていたのである。ナーラブによる手数料の不正な徴収は、各地で大きな問題となっていた。

そのため、中央集権的な国家の確立をめざして1839年に始められたタンズィマート改革では、徴税請負制度が廃止され、徴税官が派遣されたのと平行して、イスラーム法官による手数料受領が禁止され、有給のナーラブが中央から任命されるようになった。しかし、主に財政難によって徴税官制度が数年のうちに挫折したのと同様に、ナーラブへの給与制も中止に追い込まれた。だが、このときには、名目上の「カーディー」の官職保持者に対しては、給与が支払われるようになっていたため、ナーラブはもはや官職保持者に手数料を上納する必要がなくなった。これによって、官職保持者であるカーディーと実質的なイスラーム法官であるナーラブとの関係が分離し、イスラーム法官制度の徴税請負制的性格は解消された。

1855年、ナーラブ職に五段階の等級制が導入され、ナーラブはその等級に応じたポストにのみ任命されるとされた。ウラマーの位階制とは異なる、ナーラブに固有の等級制度が成立することによって、ナーラブ職は公的な制度へと格上げされた。他方で「カーディー」制度はもはや名目上の職階制と化した。より本格的な改革は、1864年から始まる地方行政改革によってもたらされた。それにによってイスラーム法廷は地方行政組織に統合された。大宰相府の強い主導力で進められた州改革は、財政難によって幾度か修正され、その結果1871年に、原則的にオスマン帝国のすべての州、県、郡に中央からナーラブが任命される制度が確立した。同時に給与制も導入され、ナーラブの身分にも大きな変化が生じた。さらに、この州改革によって、シャリーア法廷とは別に制定法裁判所制度が成立したことも重要である。ナーラブが両法廷の裁判官を兼ねるとされたが、その後制定法裁判所を管轄する法務省は、新しい法廷の裁判長としてのナーラブの地位を脅かすことになる。

一方、1855年の改革では、「ナーラブ学院」というイスラーム法官養成学校が設立された。この学校は改革派ウラマーの主導によって、一部のナーラブの抵抗を押し切つて成立された。従来は法官は法廷での見習いによってインフォーマルな形で養成されていたが、この学校はそれに代わって法官の教育の制度化を進めた。ナーラブ学院における教育は、従来のマドラサ教育と法廷での見習い訓練とを、新式学校の形態のも

とに合体させたものと言える。だが、トルコ語を書くことの重視や新しく編纂された民法典 (Mecelle) の教科への導入などは、マドラサ教育とは一線を画す、イスラーム法官教育の「オスマン化」ともいべき変革である。カリキュラムの改訂や学校の名称変更においては、法務省や法学校に対する強い対抗意識が作用していた。。とくにこの学校の卒業生は、早い段階で上位の等級を得ることができたため、イスラーム法官職のなかで重要性が拡大した。

1908年の青年トルコ革命後の改革によって、イスラーム法官の任用に際してナーライプ学院卒業と等級資格の徹底化が図られた。任期制も廃止され、これによってこれによってナーライプ制度が引きずっていた古い慣行のほとんどが一掃され、一般文民官僚と同様の国家公務員となったのである。

こうした改革による合理主義的な官僚制度の成立の背後には、イルミニエ位階制度のアウトサイダーであるような地方のウラマーや、大宰相府、法務省などからの挑戦に対して、長老府を中心とする中央の上級官職ウラマーの自己保存という論理が働いていた。それゆえにこそ、例えばナーライプの等級制度の導入が「素性不明の」ナーライプを排除することをともない、また、ナーライプ学院では、高位のウラマーの子弟が優遇されたのである。その後の改革では、制定法裁判所裁判官の任命権限をめぐる法務省、法学校との対抗関係が主要な契機となった。さらにこの時期には、ナーライプ学院卒業生のイスラーム法官たちも自己の権利を主張をし始めたのであった。その一つの帰結は、1913年に「ナーライプ」の名が「カーディー」に変更されたことだった。

以上の改革は、単なる制度上の問題ではなく、イスラーム法官そのものの性格も大きく変わったと考えられる。それを検証するために、295人のイスラーム法官のサンプルを抽出し、そのデータをもとに数量的分析を行なった。法官の出身階層を見た場合、半数以上がウラマー層の出であり、さらにその半分がイスラーム法官の息子である。この結果自体はウラマー層の強い階層再生産の傾向が見られるだけだが、イスラーム法官をその出身地によって分けてみた場合、各地域ごとに、法官の性格がきわめて異なっていることが見い出される。

まず、全体の約1割を占めるイスタンブル出身者は、高位のウラマーの子弟が中心だった。だが、より興味深いのは、それぞれサンプルの約12%を占める南部アルバニアのエルギリ郡の出身者と、アナトリアの小さな町イブラードゥの出身者である。前者は、主に土地所有と徴税請負を基盤とする地方名士が法官職に新たに参入していたものだっ

た。彼らはナーアイブ学院を積極的に利用することでバルカンの一地域にとどまらない帝国規模の活躍が可能になった。一方、イブラードゥは「カーディーの町」として18世紀以来の伝統があった。だが彼らは19世紀の後半には法官職を去り、新しい司法職や文官職へと移動を開始していた。エルギリ郡出身者よりさらに遅れて黒海東部地方のトラブゾン州出身者が優勢になってくる。村の識字層のような相対的に低い階層の出身者が多いが、彼らもまたナーアイブ学院を卒業することで帝国のシステムの中に地位を占めることに成功した。

アラブ地域の法官は、ウラマー系の名士層出身者が中心で、主に近隣地域の法官職に就くことが多かった。彼らの学問の中心はダマスクスやカイロにあったため、1909年に法官採用の条件としてナーアイブ学院卒業が絶対視されてからは、この地域から法官はほとんど出なくなってしまう。青年トルコ革命後には、アルバニアの分離独立とともにエルギリ郡出身者も法官職から姿を消し、代わって法官職を担うようになったのは、圧倒的にアナトリア出身者で、比較的低い階層の出身者だった。

以上のように、出身地域ごとに詳細を見ることによって、帝国各地における多様な形態の社会移動と「オスマン化」のあり方を観察することができる。とくにそれは、法官職が帝国全域に広がるものだったため、そしてそれが新たに拡大発展した帝国官僚制システムの中で相対的に低く位置づけられたためでもあった。